


未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 4582
25年9月26日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

2025最低賃金改定 1,031(+78)円で確定

おはようございます。
18日、長崎県の最低賃金について、労使の代表などからなる最低賃金審議会は、9月2日に出された答申どおり1031円とすることを決めました。
最低賃金は、企業が労働者に最低限支払わなければならない賃金で、審議会は今年2日、長崎県の最低賃金を現在の時給953円から78円引き上げ、1031円とする答申をまとめました。

この答申について、県内の労働組合から更なる引き上げと速やかな発効を求める異議の申し出があつたことから、18日改めて審議が行われましたが、先の答申どおり最低賃金を1031円とすることが決まりました。

今後、長崎労働局長による正式決定を経て、新

たな最低賃金は12月1日から適用される予定で、引き上げ額は過去最大となり、長崎県の最低賃金は初めて1000円を超えることとなります。

全国の最低賃金改定状況です。9月4日全国の地方最低賃金審議会による答申が出揃いました。厚生労働省によると、地域別最低賃金の全国加重平均は時給1,121円で、昨年度(1,055円)から66円の引き上げとなり、1978年度

に目安制度が始まって以降、最大となりました。都道府県ごとの引き上げ額は63円から82円の範囲で、最も引き上げ幅が大きかったのは熊本県(+82円)。全都道府県で時給1,000円を超えることとなります。最高額は東京都で1,226円、最低額は高知・宮崎・沖縄各県の1,023円で格差は203円と前年より9円縮まることとなります。

答申された金額は、関係労使からの異議申出手

続きを経たのち、2025年10月1日から2026年3月31日までの間に順次発効される予定です。左の表は9月22日現在の答申金額と改定発行日です。

に9円縮小しますが、半年間はむしろ257円に拡大します。物価高騰の勢いはとどまる様子を見せていません。このまま発効日が先送りされれば労働者の生活は一層厳しくなることは容易に想定されます。

発効日の先送り・分散化は、最低賃金法の「賃金の最低限を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るといふ生存権保障の精神を没却するもので看過することはできません。発効日を先送りした県では各県労連が異議申し立てを機敏に行うとともに、来年の3月以降の発効とされた秋田県や群馬県には全国から団体署名による再審議を要請しました。

発効日を原則に戻す取り組みとあわせ、政府に対し地域別最低賃金の金額差解消、全国一律の最低賃金制度に法改正する決断を求めます。また、速やかに地域間格差の解消とただちに1,500円以上にすることを求め、奮闘する決意です。

全国労働組合総連合(全労連) 談話より転載

2025年 全国最低賃金一覧 (西日本分・9月22日現在)

全国加重平均：1,121円 (昨年比+66円、6.3%)

凡例

都道府県名
答申金額 (円)
改定発効日 (1月~3月は来年2026年)

長崎 1,031 12月1日	佐賀 1,030 11月21日	福岡 1,057 11月16日	山口 1,043 10月16日	島根 1,033 11月17日	鳥取 1,030 10月4日	京都 1,122 11月21日
	熊本 1,034 1月1日	大分 1,035 1月1日		広島 1,085 11月1日	岡山 1,047 12月1日	兵庫 1,116 10月4日
	鹿児島 1,026 11月1日	宮崎 1,023 11月16日		愛媛 1,033 12月1日	香川 1,036 10月18日	大阪 1,177 10月16日
沖縄 1,023 12月1日				高知 1,023 12月1日	徳島 1,046 1月1日	和歌山 1,045 11月1日

さて過去最大の引き上げとなった最賃改定ですが、看過できない問題として発効日の大幅な先送りが急増しました。

発効日は、「公示の日から起算して30日を経過した日」(最低賃金法)が原則ですが、今回の改定では、10月発効は20都道府県(昨年46都道府県)だけです。発効日の先送りは、近隣地方との間でかつてないほどの格差を労働者に強いることとなります。

全ての地方で発効後は、地域間格差は212円から203円



必ずチェック
最低賃金
使用者も、労働者も

9円縮小しますが、半年間はむしろ257円に拡大します。物価高騰の勢いはとどまる様子を見せていません。このまま発効日が先送りされれば労働者の生活は一層厳しくなることは容易に想定されます。

発効日の先送り・分散化は、最低賃金法の「賃金の最低限を保障することにより、労働者の生活の安定」を損なうという生存権保障の精神を没却するもので看過することはできません。発効日を先送りした県では各県労連が異議申し立てを機敏に行うとともに、来年の3月以降の発効とされた秋田県や群馬県には全国から団体署名による再審議を要請しました。

発効日を原則に戻す取り組みとあわせ、政府に対し地域別最低賃金の金額差解消、全国一律の最低賃金制度に法改正する決断を求めます。また、速やかに地域間格差の解消とただちに1,500円以上にすることを求め、奮闘する決意です。

全国労働組合総連合(全労連) 談話より転載

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎の
ホームページはこちら



仲間の競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。
期間雇用社員希望者全員が正社員化を。
ぬいぐるみ均等待遇
なすの差別! ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ!